

目的

「シティプロモーション」とは、地域イメージの向上や、定住人口の増加、交流人口の増加を目的として地方自治体が行う情報発信の総合的な取組のことです。

藤井寺市シティプロモーション戦略は、市民の愛着や誇りを醸成し、市内外における本市の認知度や関心を向上させることで、定住人口や交流人口を増加させ、ひいては都市イメージの向上により「選ばれるまち」を目指してプロモーションを行うことを目的とし、策定するものです。

実施期間

藤井寺市シティプロモーション戦略の実施期間は、第六次藤井寺市総合計画の計画期間との整合を図り、令和6年度(2024年度)から令和13年度(2031年度)の8年間とします。

位置づけ

藤井寺市シティプロモーション戦略は、総合戦略とともに総合計画に統合し、総合計画における施策6-5「シティプロモーションの推進」を一定程度具体化したものと位置づけるとともに、「第2次藤井寺市まちなか観光創造プラン」「藤井寺市いきいき長寿プラン」「藤井寺市都市計画マスタープラン」「藤井寺市教育振興基本計画」等の計画と関連しながらシティプロモーションの考え方や方向性を示すものとして位置づけます。

本戦略に基づく取組を通じて、「住み続けたい」と感じる市民を増やすことで定住人口の増加につながります。また、本市のことを知り、「訪れてみたい」と感じる人を増やすことで交流人口の増加につながり、将来的には本市を訪れたことのある人に、「住んでみたい」「関わりたい」と感じてもらうことで移住・定住人口及び関係人口の増加につながります。

第六次 藤井寺市総合計画

総合計画に統合

デジタル田園都市国家
構想総合戦略を
勘案した地方版総合戦略

総合計画の各施策に落とし込む

藤井寺市
シティプロモーション戦略

総合計画の施策6-5
「シティプロモーションの推進」
を一定程度具体化したもの

シティプロモーションの 関連計画(一部)

第2次藤井寺市まちなか
観光創造プラン

観光振興

藤井寺市いきいき長寿プラン

健康づくり・生きがいづくり

藤井寺市都市計画マスタープラン

都市構造・機能配置

藤井寺市教育振興基本計画

教育の振興、人づくり

本市の

シティプロモーションに 関する外部発信



大阪で一番小さい市には
5つの「なかなか」が詰まっています。



なかなかのまちなか藤井寺 Q



#なかなか 01

なかなか貴重な文化

大阪にある5つの国宝仏像のうち
2つも藤井寺に。

日本遺産 西国三十三所巡礼の「藤井寺(ふじいでら)」の「千手観音坐像」、道明寺の「十一面観音菩薩立像」、2つの国宝仏像が藤井寺に。歴史ある神社やお寺、由緒あるなかなかの文化が魅力です。



#なかなか 02

なかなかハイセンス

おしゃれでハイセンスなお店にメモロ。

古墳を作った技術者集団「土師氏」、モノづくりの精神が宿ったまちなか藤井寺にはセンスにあふれたお店がいっぱい。こだわりの詰まったフードに購買、あなたもきっとファンになってしまいます。



#なかなか 04

なかなかの見ごたえ

大塚初の世界遺産、意外な場所にも古墳？

令和初、大塚初の世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」、藤井寺市には外から眺めるだけでなく、敷地内に入って大きさを体感できる古墳、駅の目の前にある古墳、高架下にある古墳、驚きの古墳がたくさんあるんです。



#なかなか 05

なかなかのアクセス

3つの駅がまちなかの玄関口、コンパクトな

大阪で一番小さい藤井寺市、3km四方のコンパクトなまちの中に3つも駅があるんです。天王寺から電車であたった15分。通勤・通学便利だし、ふらっと訪れて、まちなかを巡るに高です。藤井寺ICもあるから、市内のどこかすぐに高速に乗って便利!

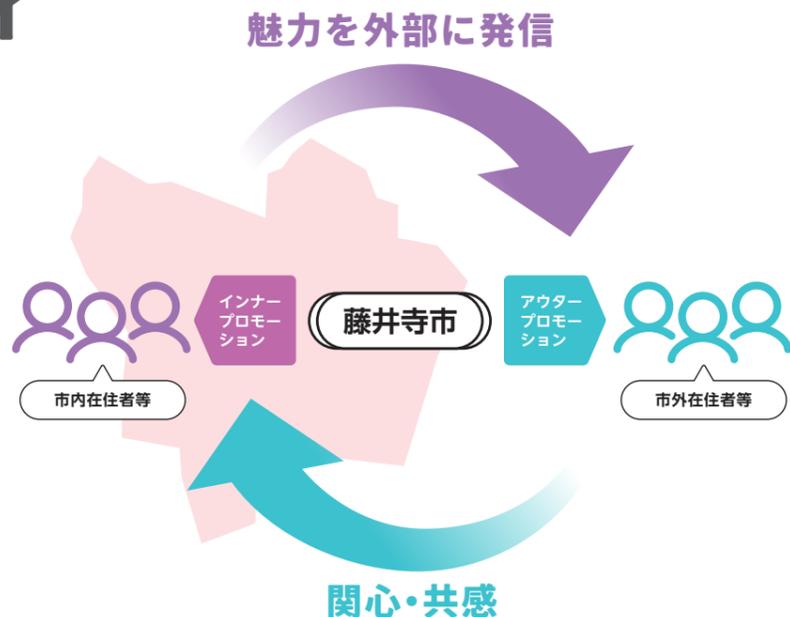


藤井寺市公式Instagram

シティプロモーションサイト
「なかなかのまちなか藤井寺」

進め方について

都市イメージの向上により「選ばれるまち」を目指し、市内向けのインナープロモーションと市外向けのアウトーパープロモーションを両輪としてシティプロモーションを推進します。



インナープロモーション - Inner Promotion -

市民活動の場・機会の充実
市内広報活動等

愛着や誇り、
シビックプライドの醸成

定住意向の向上「住み続けたい」

アウトーパープロモーション - Outer Promotion -

観光コンテンツの開発
市外へのPR活動等

認知度向上、興味喚起

来訪・居住意向の向上
「訪れたい」「住みたい」「関わりたい」

都市イメージの向上により

「選ばれるまち」に

インナープロモーションと アウトーパープロモーション

本市におけるインナープロモーションとアウトーパープロモーションの定義とメインターゲットを設定します。

	定義	メインターゲット
インナープロモーション	市内における市民・団体・事業者等に向けて、「今後も住み続けたい」と思ってもらえるようにまちの魅力を創出・発信すること	定住を促したい 若年層及び子育て世代& 定住されている市民
アウトーパープロモーション	市外の住民・団体・事業者等に向けて、「訪れたい」「住みたい」「関わりたい」と思ってもらえるようにまちの魅力を創出・発信すること	本市への認知度が高く、 何らかのつながりが期待できる 「沿線に住む30代女性」

シティプロモーションの 方向性について

若年層に本市の 一番のファンになってもらう

本市に住む子どもたちは、市に愛着や誇りを持っているものの、今後の定住意向は強くありません(小中学生アンケート結果より)。

未来を担う若年層が今後も愛着と誇りを持ち続けてもらうとともに、さらに「住み続けたい」「まちをよくしたい」と感じてもらうように、市民活動の場・機会の充実や情報発信を行います。

人と人のつながりを 移住・定住の核とする

家族や友人が近隣に居住していることや、観光等で訪問し地域と交流した経験などの「人と人のつながり」は、最終的な定住を促していくために重要な要素と言えます。

良好な住環境も強みとしつつ、市内外の方に「人と人のつながり」を通じて移住・定住しなくなるようなまちであると発信していきます。

統一したイメージや ブランドを形成・発信する

市内の様々な話題・情報を、バラバラに発信するのではなく、想定したターゲットに響くような、統一したイメージやブランドにより効果的に発信していきます。



歴史資産や商店街などの 観光資源に磨きをかける

本市には世界遺産登録された百舌鳥・古市古墳群などの歴史資産や、魅力的な商店街・店舗が多く存在します。

それらを本市の魅力ある観光資源として捉え、観光コンテンツを開発し、発信していきます。

ターゲットに対して藤井寺市の魅力を訴求するシティプロモーションの展開にあたり目指すべき方向性として、右の4点を示します。

目的・概要

複雑化・多様化している市民ニーズに対して効率的に行政サービスを提供するためには、個々の施策を個別に実施するだけでなく、様々な施策分野が相互に連携し、補完し合うこと(施策間連携)が必要となります。

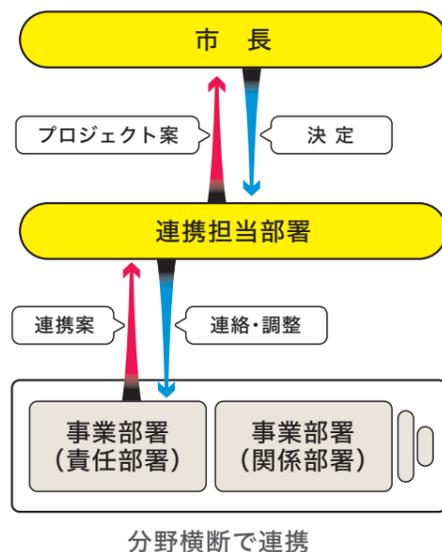
このため、部署や施策の枠を越えて分野横断的な連携を行い課題解決を目指す「施策間連携プロジェクト」の仕組みを導入します。

取組方針

トップダウンによる最終意思決定

事業部署が市民の窓口として課題やニーズを把握し、その内容を踏まえ各部署長から施策間連携プロジェクトによって解決を図ることが望ましい案件を検討します。

そのうえで、連携担当部署がとりまとめてプロジェクト案としてトップマネジメントによりプロジェクトの組成や責任部署等の決定を行います。



期間を定めた課題解決

施策間連携プロジェクトは特定の課題に対し期間を定めて解決を図るものことから、プロジェクトの期間は原則1年とし、プロジェクトの内容に応じて延長・短縮を検討します。

責任部署によるプロジェクトの主導

責任部署は、関係部署との連絡調整やプロジェクトの進捗管理など施策間連携プロジェクトを主体的に推進する役割を果たすこととします。



photo アイセルシュラ ホール



ふじいざら
8年計画

2024-2031年度 第六次藤井寺市総合計画

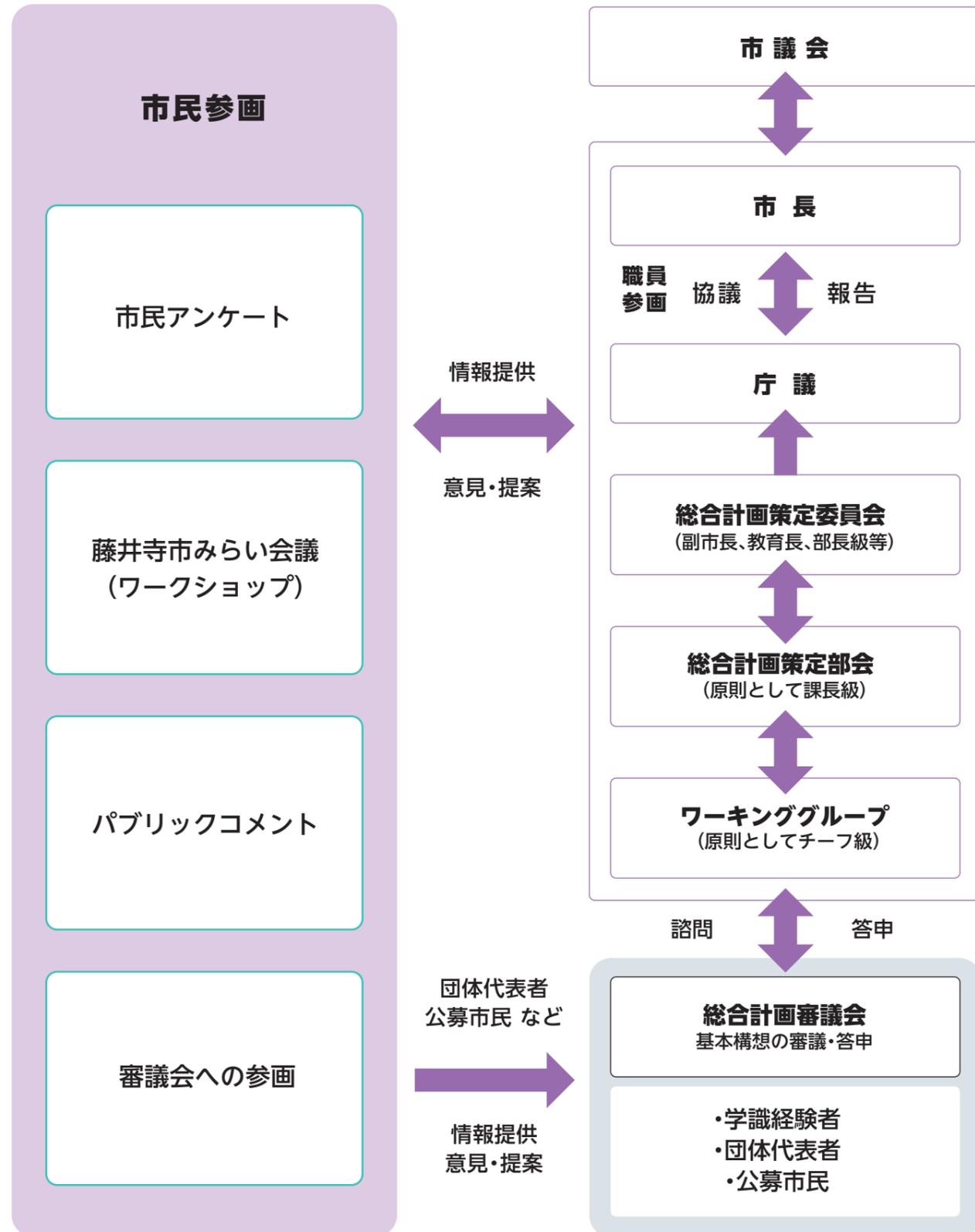
参考資料

p107-124

総合計画策定の体制・経過	p108-109
総合計画策定体制図	p108
主な経過	p109
総合計画審議会	p110-113
総合計画審議会条例	p110
総合計画審議会規則	p111-112
総合計画審議会委員名簿	p113
諮問及び答申	p114-115
総合計画策定に関する主な市民参画	p116-117
用語集	p118-124

総合計画策定の体制・経過

総合計画策定体制図



主な経過

年	月 日	内 容	備 考
令和4年	5月11日	庁議	総合計画策定方針の決定
	8月10日～8月31日	市民アンケートの実施	市内在住の18歳以上の3,000名
	9月1日～9月30日	小中学生アンケートの実施	市内小学校の6年生551名 市内中学校の3年生523名
	9月3日	第1回みらい会議 (市民ワークショップ:28名参加)	(テーマ)藤井寺市の強みと弱み、どんなまちになってほしいか
	9月8日	第1回総合計画策定委員会及び 第1回総合計画策定部会	社会指標分析、第五次総合計画の進捗状況について
	9月27日	第1回総合計画審議会	総合計画策定方針、藤井寺市の現況・課題について
	11月30日	第2回総合計画策定部会	藤井寺市の基礎情報について
令和5年	12月13日	第2回総合計画審議会	基本構想の策定に係るキーワードについて
	1月25日	庁内ワーキンググループ会議	本市の現状と課題、10年後のまちの姿について
	1月28日	第2回みらい会議 (市民ワークショップ:23名参加)	(テーマ)藤井寺市の現状と課題、まちの将来像について
	2月24日	第3回総合計画策定部会	市の将来像について
	3月6日	第2回総合計画策定委員会	市の将来像について
	3月23日	第4回総合計画策定部会	基本構想の方向性について
	3月28日	第3回総合計画審議会	基本構想の方向性について
	5月22日	第3回総合計画策定委員会及び 第5回総合計画策定部会	基本構想(素案)について
	6月1日	第4回総合計画審議会	基本構想(素案)について
	9月15日	第5回総合計画審議会	基本構想(案)について
	9月29日～10月18日	パブリックコメントの実施	基本構想(案)について
	11月7日	第6回総合計画審議会	パブリックコメントの実施結果、基本構想の答申について
	11月11日	第3回みらい会議 (市民ワークショップ:25名参加)	(テーマ)総合計画書のデザインや計画内容のPR手法について
	11月22日	市議会総務建設常任委員会協議会	基本構想(案)の報告
令和6年	11月27日	第4回総合計画策定委員会	基本構想(案)について
	11月27日	庁議	基本構想の決定
	12月19日	12月定例市議会	基本構想の議決
	1月17日	第5回総合計画策定委員会及び 第6回総合計画策定部会	基本計画(素案)について
	1月29日～2月11日	パブリックコメントの実施	基本計画(案)について
	2月22日	庁議	基本計画の決定
	3月7日	市議会総務建設常任委員会協議会	基本計画の報告

総合計画審議会

総合計画審議会条例

平成27年3月30日条例第2号

趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を行うための基本的な指針である藤井寺市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 【総合計画】基本構想、基本計画及び実施計画で構成する計画をいう。
- 【基本構想】本市の目指すべき将来像並びにその基本的な理念及び方向を明らかにするものをいう。
- 【基本計画】基本構想に基づき、基本的施策の方向及び体系を示す計画をいう。
- 【実施計画】基本計画に掲げる施策を実現するための個別の事業を示す計画をいう。

総合計画審議会)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、藤井寺市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想の策定及び変更について調査審議し、及び答申する。

審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、前条に規定する手続を経た上で、議会の議決を経なければならない。

基本計画及び実施計画の策定)

第6条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

総合計画との整合性の確保)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

総合計画審議会規則

昭和44年6月14日規則第10号

(注)平成15年6月から改正経過を注記した。

趣旨)

第1条 この規則は、藤井寺市総合計画策定条例(平成27年藤井寺市条例第2号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、藤井寺市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。一部改正〔平成27年規則21号〕

職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例第3条第2項に掲げる当該担当事務について、調査審議する。一部改正〔平成27年規則21号〕

組織)

第3条 審議会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- 識見を有する者
- 市に在住又は在勤する者
- 市及び関係行政職員

一部改正〔平成15年規則18号・21年3号〕

任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

特別委員)

第7条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干人を置くことができる。

- 特別委員は、市長が委嘱し、又は任命する。
- 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

専門部会)

第8条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、専門部会を置くことができる。

- 専門部会は、会長が指名する委員及び特別委員で組織する。
- 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策企画部政策推進課において行う。一部改正〔平成20年規則3号・24年25号・28年70号〕

委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

総合計画審議会

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年11月24日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日規則第23号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日規則第23号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日規則第7号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第6号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年7月7日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第1号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第4号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月26日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において、この規則による改正前の藤井寺市総合計画審議会規則（以下「旧規則」という。）第3条第2項第1号の委員である者の任期は、旧規則第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に満了する。

附 則（平成24年3月30日規則第25号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成27年4月1日規則第21号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第70号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

総合計画審議会委員名簿

※所属等は答申時

氏 名	所 属 等
かとうつかさ ◎加藤 司	大阪商業大学総合経営学部商学科 教授
むねた よしふみ 宗田 好史	関西国際大学国際コミュニケーション学部観光学科 教授
きむら みちよ 木村 三千世	四天王寺大学経営学部経営学科 教授
まとば けいいち ○的場 啓一	大阪商業大学公共学部公共学科 教授
ほしの ともこ 星野 智子	大阪緑涼高等学校調理製菓科 科長
たかはら たつや 高原 達也	一般社団法人セーフティネットリンケージ 代表理事
うえた ひろひこ 上田 裕彦	藤井寺市区長会 会長
はま こういち 濱 幸一	藤井寺市商工会 会長
いえた あおい 家田 葵	社会福祉法人藤井寺市社会福祉協議会 主査
こまつしょういち 小松 祥一	株式会社三井住友銀行 公共・金融法人部(大阪) 部長
みうら えつこ 三浦 悦子	第一生命保険株式会社 大阪南支社 次席支社長
まつかわ てつや 松川 哲也	一般社団法人ところと 理事
しもい ゆみこ 下井 由美子	はぐくみ食堂 代表
もり ちとせ 森 千歳	公募市民
たなか こう 田中 恒	公募市民

◎…会長 ○…副会長

（順不同、敬称略）

諮問及び答申

諮問

藤政第95号
令和4年9月27日

藤井寺市総合計画審議会会長 様

藤井寺市長 岡田 一樹

第六次藤井寺市総合計画の策定について（諮問）

第六次藤井寺市総合計画を策定するにあたり、藤井寺市総合計画策定条例第4条の規定に基づき、貴審議会に諮問します。

答申

令和5年11月7日

藤井寺市長 岡田 一樹 様

藤井寺市総合計画審議会
会長 加藤 司

第六次藤井寺市総合計画の策定について（答申）

令和4年9月27日付藤政第95号で諮問を受けました標記につきまして、本会で審議いたしました結果、別添のとおり結論を得ましたので、下記の意見を付して答申いたします。

今後、これらの意見を十分に尊重いただき、～人と歴史が生きる未来～「笑顔と活気に満ちた快適なまちふじいでら」の実現に向けて、積極的に取り組んでいたことを期待いたします。

記

1. 総括的事項

(1) 計画の着実な推進について

本市の未来を明るく、持続可能なものとするためには、まず本市が直面している課題を正面から直視し、持続可能な発展への取り組みが必要である。

人口減少や硬直した財政状況などの諸課題に対応するためには、事業の選択と集中は避けられないと考える。そこで、そもそも本市がどうあるべきかを検討したところ、良質な住宅都市、豊富な歴史資産を有するまちという2つの特色は、本市の原点であり、また、「良いまちとはなにか」を各委員と議論したところ、人と人とのつながりが感じられ、それぞれの内面的豊かさが満たされるまちであるとの結論を得た。そこから、子どもから高齢者までの市民の誰もが心身ともに健やかに暮らせ、市民一人ひとりのウェルビーイングを高めていくことをまちづくりの目標として、総合計画の基本構想を取りまとめた。なお、各重点施策推進のウェイトを計画期間中に調整することを検討し、事業の選択と集中を行うことで、計画の実効性を高めようと考えた。

(2) 各主体の連携強化について

今後、人口減少により、行政のダウンサイジングが避けられない状況では、行

1

答申

政がすべての地域課題に対応するという従来の方式を維持することは困難である。より良い地域社会を築くためには、市民、地域団体、事業者などが一体的に地域課題に対応する必要があり、それらの各主体と行政、各主体の連携強化が望まれることから、市民が新たな活動に参加しやすい環境づくりに取り組まれた。以前より、本市では特徴的な市民活動が活発に行われており、市においても、活発な市民活動団体への支援や団体同士の連携の促進、公民連携のさらなる推進などに取り組まれた。

他方で、市民の行政への要求は複雑化し、単一の目的、単一の施策分野だけでは、事業実施はますます困難になっている。行政組織においても、施策間連携プロジェクトに代表されるような、トップマネジメントによる庁内連携に積極的に取り組むなど、その基本的立ち位置を踏まえて、総合計画に基づく施策及び事業の着実な推進を図られた。

(3) 歴史資産の保全について

本市には、世界遺産の古市古墳群や由緒ある神社仏閣がある。これらの歴史資産を含めた、良好な景観を保全し、その価値を後世に伝えることは、本市の使命であるともいえる。豊かな歴史資産や落ち着いた歴史情緒ある街並みが、市民にとって豊かで、安らぎや愛着を与える貴重な存在となり、来訪者による賑わいにもつながるように、その保存と活用に取り組まれた。

2. 個別的事項

(1) 空き家対策について

居住者がいない空き家が今後増えるという状況は、地域全体のリスクが増大するものと懸念する。そこで、特定空家の管理だけでなく、人口が集中する駅周辺などにおいては、民間事業や団体と連携し、リフォームの推進、空き家の流通や有効活用により、新たな人の呼び込みや、都市の低密度化を防ぐ対策に取り組まれた。

(2) 観光振興について

世界遺産古市古墳群や由緒ある神社仏閣の魅力を最大限に引き立てるため、観光案内の充実や展示施設の整備を促進し、地域の魅力を全国的に発信する努力が求められる。また、観光マップの作成や観光情報サイトの充実、地元の特産品との連携などを通じて、来訪者や市民にとっての魅力を高めていくべきである。観光資源としての価値を最大限に発揮するとともに、地元経済への資金流入を促進する仕組みづくりを進められたい。あわせて、市単独でのプロモーションは非効率であるため、他の主体と連携したプロモーション活動を強化されたい。

2

答申

(3) 地域コミュニティについて

我々が目指す地域活動の発展には、団体同士の水平的連携が不可欠である。「互助・共助」の連携が自然発生するように、市の積極的な取り組みを進められたい。また、地区自治会の活動への支援に加え、特に子ども食堂のような、元気に活動を広げている新しい地域活動は、地域全体を結びつける可能性を秘めていることから、それらの活動の周知や、参加したい人が活躍できるような支援に取り組まれた。

3. おわりに

地域を活性化させるためには、良質な住宅都市としてのイメージを向上させ、市の認知度や地域のブランド力を高めることを通じて、幅広い世代の本市への移住・定住を促進し、市の持続可能性を高めていく必要があると考える。

そのためにも、まちづくりや市民生活に欠かせない道路整備、こども基本法の施行による子どもの意見の尊重や子育て当事者に寄り添った取組など、短期から中・長期にわたる時間軸に配慮した施策展開も、重要になっていくものとする。

第六次総合計画で示す将来像を実現するため、市の限られた財源や人員の中で、施策の選択と集中、重点的に施策展開する時期を強く意識しながら、良質な住宅都市としての総合力を高めるまちづくりを推進されたい。

以上

3

総合計画策定に関する主な市民参画

アンケート調査

概要

本市の全市民及び小中学生を対象として、本市への愛着や誇り、定住意向等についてアンケート調査を行いました。

調査期間

市民アンケート：令和4年8月10日～8月31日

小・中学生アンケート：令和4年9月1日～9月30日

回収率

市民アンケート：35.9% (回答数1,077件÷発送数3,000名)

小学生アンケート：85.3% (回答数470件÷対象者数551名)

中学生アンケート：74.8% (回答数391件÷対象者数523名)

主な意見

<市民アンケート>

- ▶ 藤井寺市への愛着や誇りを感じている割合
([愛着や誇りを感じている][少しは愛着や誇りを感じている]の合計)は70.7%で、平成30年度の前回調査と比べて3.0%upした
- ▶ 将来にわたり藤井寺市に住み続けたいと思っている割合は60.2%で、平成30年度の前回調査と比べて3.3%upした

<小・中学校アンケート>

- ▶ 今、自分が住んでいるまちが“すき”(すき+どちらかといえばすき)と回答した小学校児童は約8割、中学校生徒は約7割となった
- ▶ 大人になっても藤井寺市に住み続けたいと思うと回答した小学校児童は約3割、中学校生徒は約2割となった

藤井寺市みらい会議

概要

グループワーク形式で、市民の皆様に藤井寺市の未来のまちづくりや総合計画に関するアイデア等について議論していただきました。

開催日(計3回)

令和4年9月3日、令和5年1月28日、令和5年11月11日

参加者

延べ76名

主な内容

・藤井寺市の強み/弱み・目指すべき「まちの将来像」・総合計画のデザインやPR手法



用語集

行	用語	説明	頁	掲載箇所
数字・アルファベット	3R	ごみを減らすための「リデュース(発生抑制)」「リユース(再利用)」「リサイクル(再資源化)」の頭文字(R)を取った3つの行動の総称のことをいいます。	P19	はじめに 3.本市を取り巻く背景 (4)持続可能な社会の実現
	DV	Domestic Violenceの略。配偶者など、親密な関係にある者からの暴力のことをいいます。	P50	基本計画 1-5.人権・多様性理解の促進
	DX	「デジタルトランスフォーメーション」ともいいます。データとAIやIoTを始めとするデジタル技術を活用して、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることをいいます。	P18	はじめに 3.本市を取り巻く背景 (3)デジタルの力を活かした地方創生の加速化・深化
	EBPM	「Evidence Based Policy Making」の略。データ等の合理的な根拠に基づき政策形成を行うことをいいます。	P33	基本構想 3.持続可能な行財政運営と進捗管理 3-3.計画の進捗管理の考え方
	GIGAスクール構想	令和元年(2019年)12月に文部科学省から打ち出された施策。子どもたちに1人1台の学習者用端末を貸与し、学校における高速大容量のネットワーク環境を整備し、個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想のことをいいます。	P26	基本構想 1.まちづくりの基本方向 1-2.施策の方向性
	ICT	「Information and Communication Technology」の略語で、情報コミュニケーション技術、情報通信技術を指します。	P18	はじめに 3.本市を取り巻く背景 (3)デジタルの力を活かした地方創生の加速化・深化
	PDCAサイクル	PLAN(計画)→DO(実行)→CHECK(評価)→ACTION(見直し)の作業を繰り返しながら、継続的に改善するための経営管理手法で、指標や数値を用いて、施策や事業の進捗状況や成果を評価し、課題や解決方法の検討をするための仕組みのことをいいます。	P33	基本構想 3.持続可能な行財政運営と進捗管理 3-3.計画の進捗管理の考え方
	QoT (Quality of Time)	「生活の質」や「人生の質」という意味。生活や人生が豊かであるという指標となる概念のことをいいます。	P92	基本計画 6-1.行政運営の推進
	SDGs	“Sustainable Development Goals”の略称で、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことをいいます。	P19	はじめに 3.本市を取り巻く背景 (4)持続可能な社会の実現
	SNS	「Social Networking Service」の略。個人同士のつながりや、個人と企業などの団体とのつながりを促進・サポートするインターネット上のサービスのことをいいます。	P43	基本計画 1-1.歴史文化の保存と活用
Society5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題を両立で解決する、人間中心の社会(Society)のことをいいます。	P18	はじめに 3.本市を取り巻く背景 (3)デジタルの力を活かした地方創生の加速化・深化	

行	用語	説明	頁	掲載箇所
あ	青色防犯パトロール	警察より認定を受けた団体が、車に青色回転灯などをつけて行う自主防犯パトロールのことをいいます。	P81	基本計画 4-5.防犯・消費者保護の推進
	イノベーション	技術革新という意味だけではなく、科学的な発見や技術的な発明をアイデア等と組み合わせ(結合)、新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす幅広い変革のことをいいます。	P46	基本計画 1-3.商工業の振興
	一人一日あたりのごみ排出量	本計画では「排出総量÷総人口÷365(366)」により求めることとします。	P77	基本計画 4-3.ごみ減量化・適正処理
	医療費適正化	医療関係者や保険者の協力をもとに、医療保険制度の持続可能な運営のため、自治体が医療費の適正化を行うことをいいます。	P70	基本計画 3-5.社会保険制度の運営
	インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のことをいいます。	P31	基本構想 3.持続可能な行財政運営と進捗管理 3-1.施策推進のウエイト
	温室効果ガス	二酸化炭素(CO2)、メタン(CH4)、亜酸化窒素(N2O)、フロンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働き(温室効果)がある気体のことをいいます。	P14	はじめに 2-3.本市の現状、見直し及び課題 (5)温室効果ガスによる地球温暖化の進行
	オープンイノベーション	新技術、新製品の開発に際し、組織の枠組みを越え、広く知識や技術を結集することをいいます。	P47	基本計画 1-3.商工業の振興
か	カーボンニュートラル	カーボンニュートラルは、温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて全体として合計を実質的にゼロにすることをいいます。	P19	はじめに 3.本市を取り巻く背景 (4)持続可能な社会の実現
	介護予防	要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)ことをいいます。また、要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすることをいいます。	P63	基本計画 3-1.健康づくりの促進
	花苑都市	大正14年に大阪鉄道(現・近畿日本鉄道)により発表された、駅前の住宅地開発事業「花苑都市・藤井寺経営地」のこと。大屋霊城の設計のもと、ヨーロッパのガーデンシティを念頭に、藤井寺駅周辺に分譲住宅地や藤井寺球場、自然体験学習施設などを整備しました。現在も、「春日丘地区」としてゆとりある緑豊かな良好な住宅地となっています。	P8	はじめに 2-1.本市の成り立ち
	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことをいいます。地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている現状があります。	P100	基本計画 6-5.シティプロモーションの推進
	共助	「共助(互助)」は、普段から顔を合わせている周囲の人や地域が協力して対処することをいいます。	P19	はじめに 3.本市を取り巻く背景 (5)安心・安全の確保

用語集

行	用語	説明	頁	掲載箇所
か	協働	何らかの目標を共有した複数の主体が、力を合わせてともに活動することをいいます。	P9	はじめに 2-2.本市の特性 (3)市民協働・公民連携によるまちづくり
	クラウド	クラウドコンピューティングのことをいいます。インターネットへの接続環境さえ整っていれば、利用者自身でソフトウェアやハードウェアを保有・管理する必要がなく、作業をネットワーク上のサーバーで処理できます。	P33	基本構想 3.持続可能な行政運営と進捗管理 3-2.デジタル技術の活用推進
	グローバル化	文化・経済・政治などの活動やコミュニケーションが、国や地域の枠を越えて、世界規模になっていくことをいいます。	P58	基本計画 2-4.生涯学習の推進
	健康寿命	健康上の問題がなく日常生活を送れる期間のことをいいます。	P29	基本構想 2.施策の柱 ③誰もが健やかに暮らし、ともに支え合う
	公営企業会計	地方公営企業法を適用した事業において適用される会計方式のことをいいます。従来の官庁会計(単式簿記)は、収入と支出を現金が動いた時点で記録する現金主義であるのに対し、公営企業会計(複式簿記)は、収入や支出を含む全ての財産の増減の変化を、その発生時点で記帳する発生主義を採用した会計方式です。公営企業会計では、収支を収益的収支と資本的収支に区分し、損益計算書において経営成績を、貸借対照表において財政状態を把握できるようになります。	P88	基本計画 5-4.下水道事業の推進
	公共施設マネジメント	自治体が保有する公共施設を効率的に活用し必要な住民サービスが維持できるよう、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に維持管理、及び利活用を進める仕組みを指します。	P94	基本計画 6-2.財政運営の推進
	公債費	公債を償還する際や利子を支払う際に要する経費のことをいいます。	P15	はじめに 2-3.本市の現状、見通し及び課題 (6)厳しさを増す財政運営
	公助	「公助」は、個人や地域の力では解決できないことを、公的機関が行うことをいいます。	P19	はじめに 3.本市を取り巻く背景 (5)安心・安全の確保
	コーディネート	物事を調整して、全体をまとめることをいいます。	P65	基本計画 3-2.地域福祉の推進
	交流人口	観光や通勤・通学などで地域を訪れる人々のことをいいます。	P12	はじめに 2-3.本市の現状、見通し及び課題 (2)経済活力の低下
	高齢者の権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきり、認知症など的高齢者の人権を守るため、権利侵害からの保護・救済、権利行使の保障などを行うことをいいます。	P69	基本計画 3-4.高齢者への支援
	コミュニティーソーシャルワーカー(CSW)	地域における要援護者などの見守りや相談に応じる個別支援、人間関係や生活環境面に関する地域支援、の2支援を果たし、同時に住民の地域自立生活を支援するための公的制度のあり方を提案する地域福祉のための専門職のことをいいます。	P65	基本計画 3-2.地域福祉の推進
	さ	市街化区域	「すでに市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」として、都市計画で定めた区域のことをいいます。	P83

行	用語	説明	頁	掲載箇所
さ	自主防災組織	災害に対して地域住民が、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、住民の自発的意思により結成された組織のことをいいます。	P73	基本計画 4-1.防災・危機管理の推進
	自助	「自助」は、自分や家族が自身で(地域生活課題等)に対応することをいいます。	P19	はじめに 3.本市を取り巻く背景 (5)安心・安全の確保
	自治体DX	デジタル技術やAI(人工知能)などの活用により、住民の利便性向上や行政の業務効率化を図るなど、行政サービスの向上につなげることをいいます。	P92	基本計画 6-1.行政運営の推進
	指定管理者	住民の福祉を推進する目的で設置した公共施設の管理運営を行う、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体のことをいいます。	P60	基本計画 2-5.スポーツ、文化・芸術活動の推進
	シティプロモーション	地域の資源や魅力を確立し、効果的にPR(宣伝・広告活動のこと)することで経営資源の獲得を目指すことをいいます。	P7	はじめに 1.総合計画の概要 1-2.総合計画の位置づけ
	市民公益活動	市民による自主的で公益性のある非営利活動のことをいいます。この活動を行う団体を市民公益活動団体(NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体等)といいます。	P9	はじめに 2-2.本市の特性 (3)市民協働・公民連携によるまちづくり
	市LINE公式アカウント	LINEを通じ、市政やイベント、市の魅力の情報のほか、災害などの緊急情報を積極的に発信するため、藤井寺市が運用している公式アカウントのことをいいます。	P72	基本計画 4-1.防災・危機管理の推進
	循環型社会	「3R」の行動により、天然資源の消費が抑えられ、環境への負荷が低減された社会のことをいいます。	P19	はじめに 3.本市を取り巻く背景 (4)持続可能な社会の実現
	消防団	「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、普段は様々な仕事に就いている地域住民が、災害発生時に非常勤特別職の地方公務員として災害に対応する組織のことをいいます。	P78	基本計画 4-4.消防・救急救助体制の充実
	人生100年時代	先進国を中心に長寿命が急激に進んだことで、これまでとは異なる新しい人生設計が必要となることや人生の多様化のことをいいます。	P58	基本計画 2-4.生涯学習の推進
	スケールメリット	規模を大きくすることで得られる効果や利益、優位性のことをいいます。	P96	基本計画 6-3.広域行政の推進
	スマートシティ	ICT等のデジタル技術を活用して、都市インフラ・施設や運営業務等を最適化し、企業や生活者の利便性・快適性の向上を目指す都市または地区のことをいいます。	P18	はじめに 3.本市を取り巻く背景 (3)デジタルの力を活かした地方創生の加速化・深化
	生産年齢人口	15歳以上65歳未満の人口のことをいいます。人口統計で、生産活動の中心となる年代の人口となることから用いられています。	P10	はじめに 2-3.本市の現状、見通し及び課題 (1)人口減少・少子化・高齢化の進行
セーフティネット	経済的な危機に直面している人を救済し、最低限度の生活を保障する仕組みのことをいいます。	P64	基本計画 3-2.地域福祉の推進	

用語集

行	用語	説明	頁	掲載箇所
さ	セクシャルマイノリティ	身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人々が存在する中で、性的指向や性自認などに関して少数者と位置づけられている人々の総称をいいます。	P73	基本計画 4-1.防災・危機管理の推進
	ゼロカーボンシティ	2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする取組を推進する自治体のこと。	P14	はじめに 2-3.本市の現状、見通し及び課題 (5)温室効果ガスによる地球温暖化の進行
た	男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担うことができる社会を目指すことをいいます。	P51	基本計画 1-5.人権・多様性理解の推進
	地域共生社会(共生社会)	子ども、高齢者、障害のある人など全ての人々が、地域・暮らし・生きがいを共に作り、高め合うことができる社会のことをいいます。また、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超越して、人と人、人と社会がつながり支え合い、一人ひとりの多様な社会参加と地域社会の持続の両方を実現する社会のこともいいます。	P64	基本計画 3-2.地域福祉の推進
	地域包括ケアシステム	在宅の介護や生活支援を必要とする方々に対して、保健・医療・福祉のサービスを組み合わせ、一人ひとりに最も適した形で提供する仕組みのことをいいます。	P69	基本計画 3-4.高齢者への支援
	地域包括支援	地域に住む人々の保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援することを目的とした活動のことをいいます。	P68	基本計画 3-4.高齢者への支援
	地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③包括的・継続的ケアマネジメント業務、④高齢者の権利擁護・虐待対応、⑤地域づくり、⑥指定介護予防支援業務の機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関のことをいいます。	P68	基本計画 3-4.高齢者への支援
	治水	水害や土砂災害などから地域を守るために、水が持つ危険性の制御を目的として行われる事業のことをいいます。	P14	はじめに 2-3.本市の現状、見通し及び課題 (4)大和川等の河川の浸水や生駒断層帯地震等の災害リスクの存在
	地方交付税	地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方公共団体が一定の水準を維持しうるように財源を保障する見地から、国が一定の合理的基準によって地方団体に再配分するもので、その使途は地方の自主的な判断で使用できる財源のことをいいます。 なお、普通交付税は標準的な税収入等と合理的かつ妥当な財政需要額を算定し、財源不足となる地方公共団体に交付するものであり、特別交付税は災害等の特別の財政需要に対して交付するものです。	P15	はじめに 2-3.本市の現状、見通し及び課題 (6)厳しさを増す財政運営
	長寿命化(施設)	定期的な点検、修繕、改善など施設等の適切な維持管理を行い、従来よりも長期にわたって有効に利用するための取組を指します。	P95	基本計画 6-2.財政運営の推進

行	用語	説明	頁	掲載箇所
た	デジタル防災行政無線	災害等の緊急時に、市民へ迅速かつ適切な情報を提供するため、市内各所に設置した屋外スピーカーからサイレンや音声で緊急情報を放送する一連のシステムのことをいいます。	P72	基本計画 4-1.防災・危機管理の推進
	特殊詐欺	振り込み詐欺と、その他類似する手口の詐欺の総称のことをいいます。	P19	はじめに 3.本市を取り巻く背景 (5)安心・安全の確保
	特定外来生物	外来生物の内、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定された動植物(及び、卵、種子、器官)のことを指します。	P74	基本計画 4-2.環境保全の推進
	特定健康診査(特定健診)	医療保険者が40歳以上の被保険者・被扶養者を対象とし、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者・予備群を減少させるため、保健指導を必要とする者を的確に抽出するために実施する健康診査のことをいいます。	P29	基本構想 2.施策の柱 ③誰もが健やかに暮らし、ともに支え合う
	特定保健指導	特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある者を対象として、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣の改善に重点を置いた指導を行うものをいいます。具体的には、健診結果及び質問項目から生活習慣病のリスクに応じて階層化し、「動機づけ支援」、「積極的支援」の保健指導を行います。	P63	基本計画 3-1.健康づくりの促進
	都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のことをいいます。	P82	基本計画 5-1.土地利用・市街地整備
な	認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人(サポーター)のことをいいます。	P69	基本計画 3-4.高齢者への支援
は	ハイリスクアプローチ	集団の中から、より高い健康リスクを持っている人に対して働きかけることをいいます。	P63	基本計画 3-1.健康づくりの促進
	バリアフリー	高齢者・障害のある人などが、社会生活をしていくうえで障壁となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方のことをいいます。	P85	基本計画 5-2.道路・交通環境の充実
	パートナーシップ	共通の目的に向かって、対等な立場で2人以上が協力することをいいます。	P9	はじめに 2-2.本市の特性 (3)市民協働・公民連携によるまちづくり
	フォロワー	SNSにおいて、他のユーザーの投稿を自分の専用ページで閲覧できるように設定しているユーザーのことをいいます。	P45	基本計画 1-2.観光の振興
	扶助費	社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援にかかる経費のことをいいます。	P15	はじめに 2-3.本市の現状、見通し及び課題 (6)厳しさを増す財政運営

用語集

行	用語	説明	頁	掲載箇所
は	ふるさと納税	自分の故郷や応援したい自治体など、好きな自治体を選んで寄付ができる制度をいいます。	P32	基本構想 3.持続可能な行財政運営と進捗管理 3-1.施策推進のウエイト
	プレスリリース	報道機関に向けた情報の提供や、情報提供のための文書のことをいいます。	P101	基本計画 6-5.シティプロモーションの推進
	放課後児童会	保護者が就労、疾病などのため昼間不在状況となる児童を対象に、放課後に学校施設などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供するために設置しているものをいいます。	P57	基本計画 2-3.児童・生徒、青少年健全育成の推進
ま	百舌鳥・古市古墳群	堺市の「百舌鳥」、羽曳野市・藤井寺市の「古市」の2つからなる百舌鳥・古市古墳群は、4世紀後半から6世紀前半にかけて200基を超える古墳が築造された巨大古墳群です。2019年7月6日、アゼルバイジャンの首都、バクーで開かれたユネスコ世界遺産委員会で大阪初の世界遺産に登録されました。	P9	はじめに 2-2.本市の特性 (2)豊かな歴史資産
ら	ライフステージ	生活段階または人生段階のことをいいます。人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、各々の段階のことをいいます。	P24	基本構想 1.まちづくりの基本方向 1-1.まちの将来像
	ライフライン	生活・生命を維持するための水道・電気・ガス・通信などのインフラ設備のことをいいます。	P84	基本計画 5-2.道路・交通環境の充実
	リサイクル率	ごみの総排出量に対するリサイクルされた資源化量の割合をいい、本計画においては「資源化量合計÷(ごみ処理量+集団回収量)×100」により求めることとします。	P77	基本計画 4-3.ごみ減量化・適正処理
	リモートワーク	リモートワークは働く場所に関わらず、本拠地のオフィス以外で働くことをいいます。また、テレワークは在宅勤務、モバイル勤務、サテライトオフィス勤務などの総称であると言われていますが、テレワークとの明確な定義の違いはありません。	P12	はじめに 2-3.本市の現状、見通し及び課題 (2)経済活力の低下
	歴史資産	文化財等の歴史遺産は、活用することによって地域の活性化や郷土愛の醸成に繋がるなど、本市に利益をもたらす経済的効果・価値を有していることから、歴史資産と表記しています。	P9	はじめに 2-2.本市の特性 (2)豊かな歴史資産
	ローリング方式	複数の年度にまたがる中長期計画を策定するために、毎年環境変化を考慮して計画を見直し、必要な改定を行う方法のことをいいます。	P7	はじめに 1.総合計画の概要 1-3.計画の構成と期間
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のことをいいます。働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることを提唱する考え方のことです。	P93	基本計画 6-1.行政運営の推進